欧州特許庁（EPO）、2025年4月1日に発効予定の改訂審査ガイドラインについてドラフトを公開、意見募集を開始

２０２５年２月１９日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2025年2月3日、2025年4月1日発効予定の改訂審査ガイドライン（EPC Guidelines、PCT-EPO Guidelines）及び新たな審査ガイドライン（UP Guidelines）のドラフトをウェブサイトにて公開し、意見募集（User consultation）を開始した旨、ニュースリリース等にて公表した。

１．EPC Guidelinesのドラフト

今回の改訂では、新たな手数料体系・マイクロエンティティ向けの減免措置・ラオスを認証国に追加（Part A）、PCT-EPO Guidelinesからの関連内容の追加（Part C, E）、ダブルパテントの禁止と異議申立手続きの迅速化の実務について反映（Part D）、AI及び機械学習の定義を追加（Part G）、全体的な記載の明確化（主にPart F, G）、といった修正等が含まれる。具体的な修正内容は、当該ドラフトの変更履歴及び変更点のリスト（List of modifications）における「MAJOR AMENDMENST（主な修正点）」、「MINOR AMENDMENTS（軽微な修正点）」等にて示されており、当該変更点には、以下のものが含まれている。

（１） MAJOR AMENDMENTS（主な修正点）

◆General Part（概要）

・AIを利用して文書を作成した場合にも、EPCの要件を満たす義務があることを記載した段落を新設（５）

◆Part A – Guidelines for Formalities Examination（方式審査に関するガイドライン）

・EPC規則56aにおいて、出願日よりも後に提出された請求項の訂正が認められないことを明確化（II, 6.1）

・EPC規則7aに基づく減免措置を反映（II, 4.1.3.1）

・ラオスを認証国に追加（III, 12.1）

・Central Fee Paymentシステムでの返還請求について記載した小々節を新設（X, 10.3.3）

◆Part B – Guidelines for Search（調査に関するガイドライン）

・EPC規則43(2)に基づく、共通するカテゴリーの複数の独立請求項に対するサーチ方針を明確化（VIII, 4.1）

・サーチレポートに記載の特許文献へのアクセス方法の変更について記載（X, 11.1）

◆Part C – Guidelines for Procedural Aspects of Substantive Examination（実体審査の手続面に関するガイドライン）

・審査官に引用されたがサーチレポートに記載されていない特許文献へのアクセス方法の変更について記載（IV, 7.5）

・MyEPO Portfolio の共有エリアへの参照について追記（VII, 2.3-2.4, 3）

・MyEPO Portfolio の共有エリアを用いたリアルタイムなやり取りについて記載した小節を新設（VII, 2.6）

◆Part D – Guidelines for Opposition and Limitation/Revocation Procedures（異議申立及び限定・取消手続に関するガイドライン）

・委任の要件の実務上の変更（IV, 1.2.1）

・異議申立の早期審理対象の更新（VII, 1.2）

◆Part E – Guidelines on General Procedural Matters（一般手続事項に関するガイドライン）

・PPH 対象国にニュージーランドとチリを追加（VIII, 4.3）

・訴訟継続中の特許に対する異議申立の早期審理手続の実務について更新（VIII, 5）

・審決 G 4/08 に沿った内容に変更（IX, 2.1.4）

・PCT 出願の EPO への国内移行について、国際段階での早期処理と国内段階での早期審査（PACE）の組合せについて記載（IX, 2.8.1）

◆Part G – Patentability（特許性）

・AI と機械学習の定義を明確化（II, 3.3.1）（１.（３）を参照）

◆Part H – Amendments and Corrections（補正及び訂正）

・審決 G 1/12 に沿って、訂正が可能な場合を明確化（VI, 2.2）

（２） MINOR AMENDMENTS（軽微な修正点）

◆General Part（概要）

・2025 年 4 月に発効される UP Guidelines についての情報を追記（3）

・UP Guidelines への参照を追記（8）

◆Part A – Guidelines for Formalities Examination（方式審査に関するガイドライン）

・MyEPO Portfolio による書類の提出について更新（II, 1.1.1）

・FAX と Web フォームによる提出の廃止について更新（II, 1.1.2, IV, 1.3.1, VIII, 2.5）

・ミュンヘンオフィスの内で Isar にある建物と、ハーグオフィスにおいては、出願書類の自動受付メールボックスが存在しないことを更新（II, 1.2）

・OJ EPO 2024, A81 への参照を追記（II, 1.5）[1]

・Web フォームによる提出の廃止を反映（II, 3.1）

・EPO Form 1001 に基づく実務の明確化（II, 4.1.1）

[1] OJ EPO: Official Journal of the European Patent Office

・請求項の欠落した部分についての実務の明確化（II,5.1）
・出願日以降の請求項の提出に関して明確化（II, 6.1）
・委任の署名に関して、官報への言及を追記（III, 2.1）
・理事会規則 2024/1745（ロシアへの制裁措置）の規則 5s (1)について更新（III, 4.2.1, III, 11.2.4）
・発明者の順序の変更について小節を追加（III, 5.6）
・EPC 87(1)に基づく優先期間について明確化（III, 6.6）
・小々節を設けて構成を整理（III, 6.7）
・項目（iv）の冗長な情報の削除（III, 6.12）
・マイクロエンティティの場合の指定料の引下げに関して更新（III, 11.2.1, III, 11.3.1）
・料金減免についての冗長な情報を削除（III, 13.1）
・言語の取り決めによる手数料減免とマイクロエンティティ向けスキームについての情報を追加する更新（III, 13.2, III, 13.3, IV, 1.8, VI, 2.6）
・理事会規則 2024/1745 の規則 5s (1)、EPC 規則 39 (2a)、EPC 規則 36 (5)についての段落を追加（IV, 1.3.4）
・EPC 規則 7a (1), EPC 規則 7a (3)を反映するように再編（IV, 1.4.1, IV, 1.4.1.1）
・配列識別番号に関する明確化（IV, 5）
・読みやすくするための言い回しの変更（V, 3）
・官報の参照を更新（VI, 2.2）
・代理人による MyEPO Portfolio の使用について更新（VIII, 1.2）
・以前の A-VIII, 1.5 の内容を移動して再編（VIII, 1.3）
・共同出願、特許権の共有者、共同での異議申し立てや差止請求においての、共通する代表者の任命について明確化（VIII, 1.5）
・代理人の署名の必要性について更新（VIII, 1.6）
・在外者の代理人が選定されていない場合について新しい小節を追加（VIII, 1.8, VIII, 1.9）
・スマートカードの廃止を反映した更新（VIII, 3.1, VIII, 3.3）
・MyEPO Portfolio の情報を追記（X, 1）
・手数料支払いの自動的な承認について A-X, 4.2.3 への参照を追記（X, 4.1, X, 4.4）
・預金口座の開設ルールについて、官報への参照を追記（X, 4.2.1）
・支払期間が請求書の提出日に終了すること、預金口座に請求書の提出に必要な資金が含まれていること、及び受取人が本人の責めに帰さない状況で、利用不可、サービス停止、またはシステム故障の影響を受けていることを示す証拠（スクリーンショットなど）が提供されることを条件に、EPO Contingency Upload Service を引き落とし注文のために例外的に使用できることを明確化（X, 4.2.3）
・有効な期間よりも先に支払われた更新料の拒否に関して明確化（X, 5.1.1）

・EPC 規則 51(2)に基づく更新料又は追加料金について明確化（X, 5.2.4）
・Euro-PCT 出願の場合の参照先を追記（X, 5.2.5）
・MyEPO Portfolio の情報を含むように更新（X, 5.2.7, XI, 1）
・銀行振込について明確化（X, 7.1.1）
・中小企業及びマイクロエンティティの費用に関するサポートについて再編と改訂（X, 9）
・更新料の返金について追記（X, 10.1）
・冗長な情報を削除し、官報への参照を更新（X, 10.2.1）
・取下げの際に誰が審判請求料を返金するかの情報を追記（X, 10.2.5, X, 10.2.6, X, 10.3.2）
・返金請求について明確化（X, 10.3.1）
・MyEPO Portfolio によるファイル点検を反映するために更新（XI, 2.5）
・開示請求について更新（XI,3, XI, 5.1, XI, 5.2）

◆Part B – Guidelines for Search（調査に関するガイドライン）
・Euro-PCT Guide への参照を削除（II, 4.4）
・調査見解書における引用文献の関連する箇所の記載についての実務を明確化（X, 9.4）
・MyEPO Portfolio への参照の追記と実務の変更点（OJ EPO 2024, A68）の更新（X, 11.2, X, 11.4, X,12）

◆Part C – Guidelines for Procedural Aspects of Substantive Examination（実体審査の手続面に関するガイドライン）
・審査官の業務姿勢についての更新（I, 2）
・Euro-PCT 出願の実務についての明確化（II, 1.2）
・参照情報の削除（II, 3.2）
・EPC 規則 164 (2)に基づくサーチについての更新（III, 3.1）
・追加サーチ料金の未払いについての更新（III, 3.2.1）
・EPC 規則 64 (2), EPC 規則 164 (5) に基づく追加サーチ料金の返還(III, 3.4)
・C-VIII, 5.1 の内容の移動による再編（III, 4）
・オムニバスクレーム（「実質的に明細書本文に記載した通りの～」などの表現で記載されたクレーム）を冗長な請求項の例示から独立させて、削除対象として明確化（V, 1.1）
・C-V 4.1～ 4.10 で扱う補正には、タイトルと翻訳は含まれないことを明確化（V, 4）
・標準的な形式による決定に関する実務の明確化（V, 15.2）
・C-VII, 2.6 への参照の追加（VII, 2.1）
・C-III,4 に２つの段落を移動することによる再編（VIII, 5.1）

◆Part D – Guidelines for Opposition and Limitation/Revocation Procedures（異議申立及び限定・取消手続に関するガイドライン）

・役職名の訂正（II, 2.2）
・異議部の公平性に関する明確化（III, 3.3, III, 3.4, IV, 1.2.1）
・EPC 125 基づく二重特許の禁止が異議申立の理由にならないことの更新（III, 5）
・答弁書の提出要請に関する明確化（IV, 5.2）
・H-IV, 5.3 の内容を削除して統合するとともに、EPC 規則 43 (2)への参照を追記（IV, 5.3）
・異議申立が不適格として却下された場合に、訴訟の当事者ではないことを明確化（IV, 5.5）
・立証責任に関する明確化（V, 2.2）
・証言に関する実務の明確化（VI, 1）
・パート E、D、H への参照の追加による更新（VI, 4.2）
・A-VIII, 1.5 への参照の適用（X, 2.2）
・小々節を設けて構成を整理（X, 4.3）

◆Part E – Guidelines on General Procedural Matters（一般手続事項に関するガイドライン）

・委任状の確認において、職業代理人に法律専門家を併記（III, 8.3.1）
・OJ EPO 2020, A124 への参照の追加（III, 8.3.3.3）
・文章の削除による更新（V, 6）
・EPC 規則 142 (4)の文言に沿うように更新（VII, 1.5）
・EPO ウェブサイトへの参照の追加（VIII, 6）
・PCT 規則 11 (3)への参照の追加（IX, 1）
・EPC 締約国に対して EPO が指定官庁になることができることと、理事会規則 2024/1745（ロシアへの制裁措置）の規則 5s (1)についての更新（IX, 2）
・指定官庁/選択官庁として国内段階へ国際出願を進めるかどうかの出願人の決定についての更新（IX, 2.1）
・関連する EPC の規則への参照の追記（IX, 2.1.1）
・E-IX, 4.3.1 に沿うように更新（IX, 2.1.2）
・PCT 規則 47.3(a)に基づく更新（IX, 2.1.3）
・小々節を設けて構成を整理するとともに、他の小々節から移動された内容を追記（IX, 2.1.5）
・理事会規則 2024/1745（ロシアへの制裁措置）の規則 5s (1)についての更新（IX, 2.3.1）
・様式上の要件についての明確化（IX, 2.3.2）
・EPC 規則 19 への参照の追記（IX, 2.3.4）
・PCT 40(2)への参照の追記（IX, 2.3.5.1）
・EPC 規則 141(1)に基づく第一庁のサーチ結果の提出についての更新（IX, 2.3.5.2）
・PCT 規則 49 の 2(b), EPC 規則 136(2)への参照の追記（IX, 2.3.5.3）

・EPC 規則 159(1)(b)に基づく請求項の数による請求料の計算に関する実務の明確化（IX, 2.3.8）
・記載内容を E-IX, 2.1.5.2, 2.1.5.5 へ移動（IX, 2.3.11, IX 2.3.12）
・WIPO 標準 ST.25 についての情報の追加（IX, 2.4.2）
・OJ EPO 2010, A498 への参照の追記（IX, 2.4.4）
・国際出願の翻訳とともに公開される書誌的情報のリストの更新（IX, 2.5.1）
・審査の開始時期についての文章の削除（IX, 2.5.2）
・B-XI, 8; B-XI, 7; B-VIII, E-IX, 3.1 への参照の追記（IX, 2.5.3）
・選択官庁を参照するように文言を修正（IX, 2.7）
・EPC 規則 159(1)の必要な要件に関する実務の明確化（IX, 2.8）
・EPC 規則 161 に基づく通知についての更新（IX, 3）
・補充欧州調査報告書についての実務の明確化（IX, 3.1）
・EPC 規則 162(2)に基づく請求料の支払いに関する実務の明確化（IX, 3.2）
・小々節の削除（IX, 3.3.3）
・EPC 規則 137(4)に基づく通知の実務の明確化（IX, 3.4）
・EPO ウェブサイトの審判情報への参照の追記（XII, 1）
・表現ぶりの明確化（XIV, 1）
・MyEPO Portfolio 経由での移転申請についての更新（XIV, 3）
・異議申立期間の満了に伴う移転に関する実務の明確化（XIV, 4）
・出願に基づいたライセンス及びその他の権利は、特許査定後には登録できないことの明確化（XIV, 6.1）

◆Part F – The European Patent Application（欧州特許出願）
・WIPO 標準 ST.26 への参照の追記（II, 6.2.1, II, 6.2.2, II, 6.2.3）
・発明についての記載が十分でない場合の事例説明への変更（III, 3）
・遺伝資源および関連する伝統的知識に関する WIPO 条約の 3 条に関する脚注の追記（III, 6）
・審決 T 642/94 への参照の削除（IV, 3.8）
・複数の発明と単一の一般的発明概念について明確化（V, 3.2.1）

◆Part G – Patentability（特許性）
・審決 G 1/19 に基づいて数学的手法の技術的貢献に関する明確化（II, 3.3）
・審決 G 1/05, 審決 G 4/19 に基づいた用語「same subject-matter」についての明確化（IV, 5.4）
・審決 G 2/21 に基づいた技術的な教示についての実務の更新（VII, 5.2, VII, 11）
・審決 T 2108/21 を参照する段落の新設（VII, 12）

◆Part H – Amendments and Corrections（補正及び訂正）
・異議申立の理由の補正についての明確化（II, 3.1）
・H-II, 3.1 から一つの段落を移動することによる再編（II, 3.2）

・審決への冗長な参照を削除（II, 3.4, V, 4.1）
・補正の根拠を示すことについて明確化（III, 2.1）
・EPC 規則 137(4)に基づく通知の実務についての明確化（III, 2.1.1）
・冗長な情報を削除することによる再編（III, 2.3）
・EPC 規則 137(5)に適合する言い回しに修正（IV, 4.1.2）
・冗長な節、小節、小々節を削除（IV, 5, IV, 5.1, IV, 5.4.1, IV, 5.4.2, IV5.4.3）
・パート C、D でカバーされている小節を削除（IV, 5.2, IV, 5.3）
・D-X, 4.3 へ内容を移動（IV, 5.4）
・３つの公用語すべてにおいて、発明の名称に責任があることを明確化（V, 8）

（３）AI と機械学習の定義を明確化（G-II, 3.3.1）

EPC 52(2)において、特許を受けることができない発明が規定されているところ、その内容について EPC Guidelines で説明する箇所である。

改訂前において、3.3 の数学的手法において、数学的手法は特許適格性を有しないが、技術的特徴への貢献を示す場合には特許適格性が除外されないことが説明されており、3.3.1 の AI と機械学習において、AI と機械学習は数学的手法に該当するが、3.3 のガイダンスが適用されることが説明されていた。

今回の改訂において、AI と機械学習において、技術的特徴への貢献を示す場合の具体的な説明である次の記載が追記された。

「しかし、それら（抽象的な数学的性質を持つ計算モデルやアルゴリズム）の使用自体は、AI または機械学習に関連する発明を特許できないとするものではなく、G-II、3.3 で提供されているガイダンスが適用される。つまり、AI または機械学習に関連する発明の特許請求の範囲が、技術的手段（例えばコンピュータ）の使用を含む方法、または装置を対象としている場合、その主題は全体として技術的性質を有し、したがって第 52 条(2)項または(3)項に基づく特許適格性から除外されることはない。このような場合、計算モデルやアルゴリズム自体が技術的問題の技術的解決に寄与する場合には、例えば、技術分野で応用される場合や、特定の技術的実装に適合される場合など、それ自体が発明の技術的特徴に寄与することになる。」

２．PCT-EPO Guidelines のドラフト

今回の改訂では、Fax 及び Web フォームによる出願の廃止、MyEPO Portfolio サービスの追記、電子的通知の追記といった修正等が含まれ、具体的な修正内容は、当該ドラフトの変更履歴及び変更点のリスト（List of modifications）における「MAJOR AMENDMENST（主な修正点）」、「MINOR AMENDMENTS（軽微な修正点）」等にて示されており、当該変更点には、以下のものが含まれている。

（１） MAJOR AMENDMENTS（主な修正点）

◆General Part（概要）

・PCT と EPC の関係についての小節を新設（1.1）

◆Part A – Guidelines for Formalities Examination（方式審査に関するガイドライン）

・ISA と IB への国際出願の送付についての小々節を新設（II, 4.1.1）

・預金口座の引落しにおける例外的な手段として EPO Contingency Upload Service を使用することについての情報を追記（III, 3）

・IB に優先権書類の証明されたコピーを設定・送信する費用について、見出しを設けて小々節を新設（III, 4.4.1）

・ヌクレオチド及び/又はアミノ酸配列を公開する出願についての節を新設（VI, 3）

・優先権書類の提出、国際出願の認証謄本、国の指定、発明者の指定に関する節、小節を新設（VI, 1.7, VI, 1.8, VI, 2, VI, 3, VI, 4）

・優先権主張を伴う場合の国内出願のみなし取下げ、拡張国、認証国についての小節を新設（VI, 2.1, VI, 3.1, VI, 3.2）

・委任状の署名と提出についての新しい実務について更新（VIII, 1.13）

◆Part B – Guidelines for Search（調査に関するガイドライン）

・ISA としての EPO の権限についての小節を新設（II, 1.1）

・サーチ結果の引用文献のコピーへのアクセスについて更新（IV, 5.3, X, 11.1, X, 12, XII, 9）

◆Part C – Guidelines for Procedural Aspects in Chapter II（第 II 章 における手続面に関するガイドライン）

・国際予備審査の請求の提出と国内移行を遅らせる請求への時期的制限についての小節、小々節を新設（II, 1.1, II, 1.1.1）

・Part A-VII を参照する形で、言語の要件についての節を新設（II, 13）

・IPEA が審査をすることを要しない対象についての小節を新設（IV, 1.1）

◆Part E – Guidelines on General Procedural Matters（一般手続事項に関するガイドライン）

・EPO の PPH 参加庁リストにチリとニュージーランドを追記（III）

・国際段階における期限についての章を新設（IV）

・外部からの苦情についての章を新設（V）

・通知についての章を新設（ＶＩ）

（２） MINOR AMENDMENTS（軽微な修正点）

◆General Part（概要）

・より一貫した略称の導入（1, 2.5）

・国内法と両立しない規定のリストについて、脚注に WIPO のホームページへの参照の追記（2.1）

・Euro-PCT Guide についての情報の削除（2.3）

・EPO が ISA、SISA、IPEA として機能することに関する WIPO との合意である「Agreement EPO-WIPO」の明確化（2.4）
・欠落していた様式の追記（2.6）
・EPC と PCT の条文・規則の対比表において、条文・規則を追記（3.1）
◆Part A – Guidelines for Formalities Examination（方式審査に関するガイドライン）
・二人以上の出願人がいる場合に、受理官庁としての EPO に出願することについて、一方が出願人としての要件を満たしていれば良いことの更新（II, 1.1）
・Fax で送られた国際出願を不受理とする変更に関する更新（II, 1.2, VIII 2.3）
・電子的に提出された書類の要件についての更新（II, 1.2.1）
・出願手段としての Fax を廃止したことを反映した小節、小々節の削除（II, 1.2.2, VIII, 2.2）
・ウィーンオフィスとブリュッセルオフィスは出願を受け付けていないこと、ミュンヘンオフィスの PschorrHöfe の建物とベルリンオフィスには出願書類の自動受付メールボックスがあり、ミュンヘンオフィスの Isar の建物とハーグオフィスには、出願書類の自動受付メールボックスが無いことに関する更新（II, 1.2.2）
・1.2.1 と 1.2.2 の手段以外で出願することの法律効果についての情報を追記（II, 1.2.3）
・紙媒体で発行された優先権書類についての明確化（II, 1.3）
・Fax 又は Web フォームによる出願についての情報を削除（II, 1.5, II, 3.1）
・受理官庁として EPO を選択した場合の書類の提出について更新（II, 3.2）
・国際出願日について更新（II, 4.1）
・国際出願手数料の計算について明確化（II, 6.2）
・優先権書類の認証謄本のための手数料について小々節を新設（III, 4.4.2）
・支払いが不足し、有効な請求が提出されていないとされた場合の手続きの明確化（III, 7.5）
・手数料が減額となる対象について、WIPO ウェブサイトへの参照を追記（III, 8.1.2）
・A-III, 8.2.2 の削除に伴い、タイトルに「（supplementary）」を追記（III, 8.2）
・補充国際調査手数料の減免についての小々節を削除（III, 8.2.2）
・手数料返還手続きの更なる電子化について更新（III, 9）
・国際調査手数料の返還について更新（III, 9.2.1.1）
・優先権の回復請求についての受理官庁の決定は、国際調査には必要がないことについて更新（VI, 1.5）
・優先権のやり取りについての冗長な情報の削除（VI, 1.6）
・出願が国際公開に用いられる言語でされなかった場合に、国際調査のための翻訳文の言語で国際公開されることについて明確化（VII, 2.1）
・EPO が受理官庁でない場合の手続き言語に関する実務について明確化（VII, 3.1）

・B-XI, 2.2 の内容を移動し再編（VII, 3.2）
・出願人の署名について明確化（VIII, 3.1）
・出願人による代理権への署名について明確化（VIII, 3.2）
◆Part B – Guidelines for Search（調査に関するガイドライン）
・受理官庁において、資格を有する者が出願人の代理を務め得ることについて明確化（II, 6）
・WIPO 標準 ST.26 に関して、OJ EPO 2024 A54, A55 への参照を追記（III, 2.10, VIII, 3.2, XI, 7）
・分割出願の出願可否についての実務の明確化（VII, 1）
・追加手数料が支払われなかった場合の国際予備審査の実務についての更新（VII, 6.1）
・調査をすることを要しない対象として、配列表の欠落と単一性を欠いた発明について更新（VIII, 1）
・EPO が調査をすることを要しない対象についての明確化（VIII, 2）
・ビジネス方法についての ISA としての EPO の実務について明確化（VIII, 2.2）
・冗長な情報の削除（VIII, 2.2.1）
・調査不可能な請求項についての実務の明確化（VIII, 3）
・国際調査報告を作成しない旨の通知（PCT17(2)(a)(ii)）を行う前は、非公式な連絡を行えることについての更新（VIII, 3.3）
・内容を A-VII, 3.2 に移動する再編（XI, 2.2）
・出願人と ISA との間の連絡手段に関する実務の明確化（XI, 8）
・実施細則の付属書 C に準拠した電子形式による関連書類の提出に関する実務の明確化（XII, 2）
◆Part C – Guidelines for Procedural Aspects in Chapter II（チャプターII における手続面に関するガイドライン）
・Fax の廃止を反映して文章を削除（II,1）
・IPEA としての EPO について明確化（II, 2）
・IPEA としての EPO における代理権についての更新（II, 5）
・出願後に指定国を取り消した場合についての更新（II, 6）
・署名の欠落についての実務の更新（II, 7）
・予備審査前に提出される補正についての明確化（II, 8）
・出願人が複数である場合に、一部の署名に不備がある場合の実務の明確化（II, 10）
・予備審査手数料の支払いがされていない場合に国際予備審査が開始できないことについての情報の追記（II, 11）
・２回目の見解書を作成する場合についての更新（IV, 1）
・見解書が EPO 以外の欧州の ISA で作成された場合でも、IPER を作成できる場合についての更新（IV, 2.1）

・ISA 見解書を 1 回目の IPEA 見解書とみなすことについての更新（IV, 2.2）
・トップアップ調査の目的について更新（IV, 5）
・PCT/IPEA/401 の記入欄 IV への参照を追記（VI, 1）
・電話による応対の要請について更新（VII, 1）
・記載ぶりの更新（VIII, 2.1）

◆Part E – Guidelines on General Procedural Matters（一般手続事項に関するガイドライン）
・第三者情報提供制度についての明確化（II）

◆Part F – The International Application（国際出願）
・Euro-PCT Guide への参照の削除（II, 6, VI, 3.3）
・生物資源の取得可能性についての更新（III, 6.3）

◆Part G – Substantive requirements of the application（出願の実体審査）
・書面以外で開示された先行技術に関する実務での対応（IV, 1, IV, 6）

◆Part H – Amendments and Corrections（補正及び訂正）
・補正をする場合の請求項の差替え用紙の提出についての更新（I, 5）
・補正の根拠の提示方法についての追記（I, 6）
・RO が認めた欠落している要素又は部分の補充について、IPEA としての EPO が認めなかったことを IPER に記載することの明確化（II, 2.2.2.2）
・PCT 規則 26 に基づく差替え用紙が出願日における開示を超える場合の ISA としての EPO における手続きの実務の明確化（IV, 1）
・誤記訂正についての言語の要件について更新（IV, 2.1）

３．UP Guidelines のドラフト

単一効特許の手続きについて記載されたガイドラインであり、2025 年 4 月 1 日に発効される。UP Guidelines には、単一効を求める請求の処理と単一効特許の登録簿による管理などが記載されている。UP Guidelines は、主に EPO の職員を対象としたものであるが、EPO での手続きにおける法律及び実務を説明する基礎資料として、権利者や代理人の役に立つことも意図されている。

なお、2024 年 10 月に発効された欧州単一効特許ガイドの内容も組み込まれており、UP Guidelines の発効により欧州単一効特許ガイドは廃止される。

４．意見募集

- ガイドラインに対する意見は、オンラインフィードバックフォームを通じて EPO の公式言語（英語、ドイツ語、フランス語）で提出することができ、提出期限は 2025 年 4 月 7 日。
- （意見募集で寄せられ）匿名化された提案は、2025 年 5 月 8 日に開催される SACEPO ガイドライン作業部会の第 29 回会合で議論される。

－　EPO のニュースリリース等は、以下参照　－

（ニュースリリース）

Preview versions of Guidelines 2025 published – send us your feedback!

（EPC Guidelines のドラフト）

EPC Guidelines

（EPC Guidelines の変更点リスト）

List of modifications

（PCT-EPO Guidelines のドラフト）

PCT-EPO Guidelines

（PCT-EPO Guidelines の変更点リスト）

List of modifications

（UP Guidelines のドラフト）

UP Guidelines

（意見募集のページ）

Public online user consultation on the Guidelines

－　EPO のガイドライン改訂に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照　－

- 欧州特許庁（EPO）、2024 年 3 月 1 日に発効予定の改訂審査ガイドラインについてドラフトを公開、意見募集を開始（2024 年 2 月 8 日）（PDF）
- 欧州特許庁（EPO）、2023 年 3 月 1 日に発効予定の改訂審査ガイドラインについてドラフトを公開、意見募集を開始（2023 年 2 月 1 日）（PDF）
- 欧州特許庁（EPO）、2022 年 3 月 1 日に発効予定の改訂審査ガイドラインについてドラフトを公開、意見募集を開始（2022 年 2 月 3 日）（PDF）
- 欧州特許庁（EPO）、2021 年 3 月版の改訂審査ガイドラインのドラフトを公開（2021 年 2 月 11 日）（PDF）
- 欧州特許庁、ガイドライン改訂に関するユーザーの関与を強化（2020 年 3 月 5 日）（PDF）

（以上）